

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県高山陣屋管理規則の一部を改正する規則

(文化伝承課) 六〇一^{ページ}

告示

保安林に指定する予定である旨の通知
道路の区域変更

(森林保全課) 六〇一
(道路維持課) 六〇二

警察告示

岐阜県公安委員会等の所管する手続等に係る情報通信技術
を活用した行政の推進等に関する要綱の一部改正

(警務課) 六〇二

公示

土地改良事業の工事の完了

(農地整備課) 六〇二

規則

岐阜県高山陣屋管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八十号

岐阜県高山陣屋管理規則の一部を改正する規則

岐阜県高山陣屋管理規則(令和元年岐阜県規則第九十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表期間の項中「開館時間」を「開場時間」に改め、同表四月一日から十月三十一日までの項中「午後五時まで」の下に「ただし、午後四時三十分以後は、入場することができない。」を加え、同表十一月一日から翌年三月三十一日までの項中「午後四時三十分まで」の下に「ただし、午後四時以後は、入場することができない。」を加える。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

告示

岐阜県告示第五百四十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年十二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市小坂町長瀬字野尻原二二五六の一、一三二四、字古子二三五〇の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年十二月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域 変更 前後 別	敷地の幅 員 （メートル）	延長 （メートル）	備考
-------	-----	---	---	---------------------	---------------------	--------------	----

一般 国道 号 百五十六	大野郡白川村大字平瀬字 下川原四四〇番三三三 地内	後 三・九 六・九	前 三〇八 二五・一	三三〇 三三〇
-----------------------	---------------------------------	-----------------	------------------	------------

警 察 告 示

岐阜県警察告示第二号

岐阜県公安委員会等の所管する手続等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する要綱（令和三年岐阜県警察告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和五年十二月二十六日

岐阜県警察本部長 大 濱 健 志

別表暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）の項の次に次のように加える。

古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）	第十四条の二（古物商が仮設店舗において古物営業を営む場合において、その場所の所轄警察署長を経由して提出するものに限る。）
-----------------------------	--

附 則

この要綱は、令和六年一月四日から施行する。

公 示

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九

十五号) 第一百十三条の三第三項の規定により公示する。

令和五年十二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類 (かんがい排水事業 保全合理化型)	桑原地区	施行に係る地区名	工事完了年月日
			令和四・六・三〇

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号) 第一百十三条の三第三項の規定により公示する。

令和五年十二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類 (かんがい排水事業 保全合理化型)	飛鳥川用水地区	施行に係る地区名	工事完了年月日
			令和五・三・二〇

令和五年十二月二十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社